

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

企画部

企画課、秘書課、施設マネジメント課、スマートシティ推進課

2 監査の範囲

令和3年4月から令和4年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年4月26日（水）から令和4年6月17日（金）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

施設マネジメント課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為である見積合わせが執行されているものがあった。
	措置状況	今後は年度開始後に見積合わせを執行いたします。